

Q1 喫煙してはいけない場所はどこをさしますか？**A1** 区内の屋外の公共の場所(道路・公園・児童遊園・遊び場等)のことをさします。**Q2 私道及び私有地の中での喫煙に対し、条例は適用されますか？****A2** 条例は適用されません。ただし、吸い殻のポイ捨て及び喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮に努めなければなりません。**Q3 条例違反に対する罰則はありますか？****A3** 区では、喫煙者自らがマナーを守る環境づくりを目指しているため、条例違反に対する過料の規定はありませんが、条例に基づいた指導・勧告に従わない場合は、氏名などの公表を行うことを規定しております。**Q4 加熱式たばこは規制対象ですか？****A4** 規制の対象です。**Q5 区ではどのような取り組みをしていますか？****A5**

(1)喫煙マナーの向上を推進するため、地域の町会やボランティアなどにご協力いただき、駅周辺での啓発キャンペーンの実施及び啓発品の配布・貸与などを行っています。

**A5**

(2)条例の周知・徹底を図るため、喫煙マナー指導員が区内を巡回し、条例違反者に対して注意・指導を行っています。

A5

(3)喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成します。助成金の活用を検討する場合は必ず事前相談が必要です。



～喫煙マナーを守って住みよい文京区に～ 皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

文京区資源環境部環境政策課地域環境係 TEL 03-5803-1828

Bunkyo-ku Resource Environment Department Environmental Policy Division Community Environment Section

文京区資源環境部環境政策課地区環境系

분교구 자원환경부 환경정책과 지역환경계